「その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策」については、例えば「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。以下同じ。）に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」、「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」など主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する取組を記載すること。なお、銀行業高度化等会社又は資本性資金を活用した経済の活性化に資する方策について検討している場合には、当該方策も記載すること。

⑶　［略］

⑷　「担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」及び「その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策」の記載に当たっては、それぞれの方策に係る取組等について具体的な記載に努め、⑴に掲げる指標の記載と併せて、多面的な評価が可能となるよう留意すること。

⑸　［略］

［８．～10.　略］

［(別表１)・(別表２)　略］

別紙様式第２号（第25条関係）

（日本産業規格Ａ４）

経　営　強　化　計　画

年　　月　　日提出

（提出者）主たる事務所
の 所 在 地
名　　称
代　表　者　役職・氏名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第16条第１項の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。

記

［第１～第４　略］

第５　従前の経営体制の見直し、職務の独立性を強化するために必要な要件を満たす監事の選任その他の責任ある経営体制の確立に関する事項（経営強化計画を提出する労働金庫等が法第15条第１項の申込みをする場合に限る。）

［第６～第10　略］

（記載上の注意）

［１．～６．　略］

７．従前の経営体制の見直し、職務の独立性を強化するために必要な要件を満たす監事の選任その他の責任ある経営体制の確立に関する事項

［⑴・⑵　略］

性化に資する方策」については「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。以下同じ。）に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」及び「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」をそれぞれ記載すること。

⑶　［同左］

⑷　「担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」、「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の取引先の企業に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」及び「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」の記載に当たっては、それぞれの方策に係る取組み等について具体的な記載に努め、⑴に掲げる指標の記載とあわせて、多面的な評価が可能となるよう留意すること。

⑸　［同左］

［８．～10.　同左］

［(別表１)・(別表２)　同左］

別紙様式第２号（第25条関係）

（日本産業規格Ａ４）

経　営　強　化　計　画

年　　月　　日提出

（提出者）主たる事務所
の 所 在 地
名　　称
代　表　者　役職・氏名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第16条第１項の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。

記

［第１～第４　同左］

第５　従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項（経営強化計画を提出する労働金庫等が法第15条第１項の申込みをする場合に限る。）

［第６～第10　同左］

（記載上の注意）

［１．～６．　同左］

７．従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項

［⑴・⑵　同左］